

コーポレート・ガバナンス

マルハニチログループは、さまざまなステークホルダーと公正で良好な関係を構築し、グループの持続的な成長と長期的な視野に立った企業価値の向上をめざし、意思決定の迅速化を図るとともに、チェック機能の強化を図ることで、経営の健全性、透明性、効率性を確保することを重要な課題と位置づけ、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組みます。

コーポレート・ガバナンス体制

マルハニチロ(株)は、監査役が株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務執行を監督することが、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質なコーポレート・ガバナンス体制を強化することに有効であるとの判断から、監査役設置会社を採用しています。

取締役・取締役会

マルハニチロ(株)の取締役会は、社外取締役3名を含む10名で構成されています。執行役員制度を導入して監督と執行を分離することにより、取締役会は独立した客観的立場から、実効性の高い監督を行います。

取締役会は、原則として毎月1回開催し、経営の基本方針、経営戦略、中期経営計画、年度経営計画、資本政策などの経営重要事項を決定し、個別の業務執行の決定は経営会議に委任しています。経営会議は、原則として週1回開催され、取締役会から委任された事項について迅速な経営の意思決定

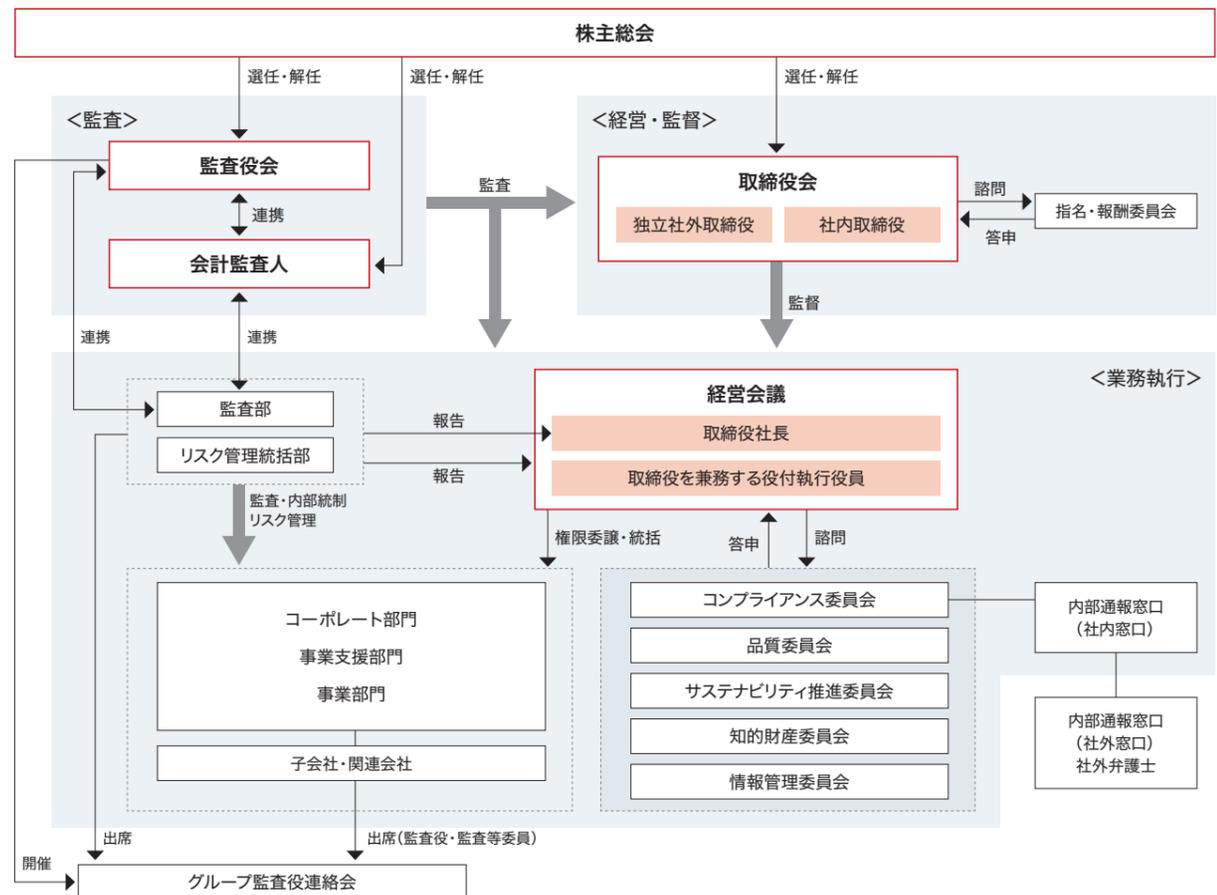
を行い、重要な事項については取締役会に報告します。

2019年3月期における取締役会は臨時取締役会を含めて17回開催され、平均出席率は取締役95%、監査役98%でした。

社外取締役

氏名	選任の理由
中部 由郎 (独立役員)	大東通商株式会社の代表取締役社長(現職)として会社経営の知見を有し、豊富な経験と優れた見識にもとづき、社内取締役とは異なる観点から、当社のコーポレート・ガバナンスおよびグループ経営に貢献いただけると判断したため。
飯村 北 (独立役員)	弁護士として法令遵守の知見を有し、公正・中立な立場から、豊富な経験と優れた見識にもとづき、社内取締役とは異なる観点から、当社のコーポレート・ガバナンスおよびグループ経営に貢献いただけると判断したため。
八丁地 園子 (独立役員)	金融機関および複数の企業で培われた会社経営の知見を有し、大学における教育改革など多様な視点から、豊富な経験と優れた見識にもとづき、社内取締役とは異なる観点から、当社のコーポレート・ガバナンスおよびグループ経営に貢献いただけると判断したため。

コーポレート・ガバナンス体制図



監査役・監査役会

マルハニチロ(株)は、監査役制度を採用しており、5名のうち4名が社外監査役です。監査役は、監査役会において監査の方針、監査計画、監査の方法、監査役の職務の執行に関する事項の決定を行い、取締役会を含む重要会議への出席、取締役および部署長とのヒアリングの実施、国内外の子会社への往査、会計監査人からの監査結果等の聴取および意見交換、グループ監査役連絡会の定期的開催等により、取締役の業務執行について監査を行っています。2019年3月期の監査役会は6回開催され、監査役の平均出席率は100%でした。

なお、当社では独立性の高い社外監査役4名を独立役員として指定しているほか、金融機関における長年の経験と豊かな知識を有する社外監査役3名を選任しています。

社外監査役

氏名	選任の理由
清水 裕之 (独立役員)	2013年5月まで主要取引銀行である三菱UFJ信託銀行株式会社に勤務。職歴、人格、能力、経験、見識等において優れた方で取締役とは独立の立場から監査を行っていただけると判断したため。
岩淵 毅 (独立役員)	2011年6月まで主要取引銀行である農林中央金庫に勤務。職歴、人格、能力、経験、見識等において優れた方で取締役とは独立の立場から監査を行っていただけると判断したため。
綾 隆介 (独立役員)	2017年6月23日まで主要取引銀行である株式会社みずほ銀行の常務取締役在任。職歴、人格、能力、経験、見識等において優れた方で取締役とは独立の立場から監査を行っていただけると判断したため。
兼山 嘉人 (独立役員)	公認会計士として財務・会計に関する十分な知見を有しており、職歴、人格、能力、経験、見識等において優れた方で取締役とは独立の立場から監査を行っていただけると判断したため。

指名・報酬委員会

2018年12月25日付で取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しました。指名・報酬委員会は、過半数が社外取締役で構成され、委員長および委員は取締役会が選任します。

同委員会では、取締役および執行役員の報酬制度および水準等について審議し、取締役会に対して意見を答申することにより取締役会の意思決定を補佐し、取締役会の決議により決定します。当期は、2019年5月の指名・報酬委員会にて、2019年7月以降の役員報酬額に係る審議を行い、2019年6月の取締役会にて同委員会よりの答申を尊重し、役員報酬額につき決定しました。

また、取締役、執行役員候補者について審議し、取締役会の決議により決定します。当期は、2019年5月の指名・報酬委員会にて、2019年6月開催定時株主総会以降の取締役、執行役員候補者に係る審議を行い、2019年5月の取締役会にて同委員会よりの答申を尊重し、取締役、執行役員候補者につき決定しました。

元代表取締役社長等を相談役・顧問とする場合、指名・報酬委員会での審議の上、取締役会にて決定する旨、指名・報酬委員会規程にて制定していますが、現在該当者はいません。

役員の報酬

役員報酬の額は、固定報酬と業績連動報酬で構成され、業績連動報酬は連結経常利益を評価基準としていますが、社外取締役の報酬は固定報酬のみです。

2019年3月期における業績連動報酬は、前期の連結経常利益予算に対する達成度により決定しており、達成率は115%でした。役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する役職ごとの方針の定めはありません。

役員報酬の内訳

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数(人)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	376	282	93	8
監査役 (社外監査役を除く)	21	21	-	1
社外役員	88	88	-	6
合計	485	392	93	15

(注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。
2. 取締役の報酬額は月額60百万円以内(使用人分の給与は含まない)、監査役の報酬額は月額10百万円以内です。(2014年1月30日臨時株主総会決議)

その他の委員会

マルハニチロ(株)では、経営会議の諮問機関として経営会議が任命する委員長をトップとする以下の委員会を設置しています。

• コンプライアンス委員会

コンプライアンスに関する方針の立案、組織体制の立案、広報、教育等の立案および推進管理、情報の収集および発信を行います。

• **品質委員会**

品質保証方針の策定、品質保証に係る戦略・計画の企画立案、活動報告を行います。

• **サステナビリティ推進委員会**

マルハニチログループサステナビリティ中期経営計画全般の進捗状況とレビュー、環境価値および社会価値のうち、地域社会との共存・共栄、持続可能な調達の実践に関する方針の策定、戦略の企画、立案、見直しを行い、経営会議に報告します。

• **知的財産委員会**

知的財産に関する方針・戦略の立案、管理体制の整備・運営、対外的問題発生時の対応、教育・訓練体制の立案および推進、活動の評価を行います。

• **情報管理委員会**

個人情報および機密情報を適切に管理し、情報漏洩や情報の改ざん等の重大リスクに対処します。

取締役会の実効性の分析・評価

2019年2月から4月にかけて、全取締役および全監査役による質問票形式の自己評価を行うとともに、評価結果を踏まえ取締役会において審議を行い、当社がめざすコーポレート・ガバナンスの姿が概ね実現され、実効性が確保されていることを確認しました。

2018年3月期の課題であった「取締役の多様性」については、女性取締役の登用が引き続き課題と認識され、2019年3月期に設置した指名・報酬委員会の場を活用して具体的な検討を進めることが必要である等の意見がありました。

「社内役員と社外役員のコミュニケーション促進」については、工場見学等の機会を通じコミュニケーションが促進されているとの意見がある一方、事業の実態・課題について社内外役員間で共有・議論の場を増やす等さらなる工夫が必要であるとの意見もありました。

中期的な経営戦略・経営課題に対する取締役会のさらなる機能発揮、株主および株主以外のステークホルダーの期待への取締役会としての対応、役員の後継者計画への取締役会の一層の関与等、取締役会の実効性向上のために継続的に取り組むべきであると認識されました。

取締役・監査役のトレーニング

当社は、新任の業務執行取締役に対し、企業経営、コンプライアンス等に関する研修を実施します。また、業務執行取締役および監査役を対象に、継続的に外部研修に参加する機会を提供します。社外取締役および社外監査役には、当社グループの事業の理解を深めることを目的として、随時、事業に関する説明、および視察を実施する等の施策を講じます。

株主との建設的な対話

当社は、株主からの対話の申し込みに対しては、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため前向きに対応し、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役も面談に臨みます。

広報IR部担当役員が、建設的な対話の実現のため、統括責任者として社内部門と協力して対応します。広報IR部および担当役員は、株主との個別面談以外に経営陣の参加する決算説明会を開催し、さらに必要に応じてスモールミーティング、電話会議、施設見学会など、より多くの対話の機会を設けます。また、これら対話において把握された株主の意見・懸念は、担当役員により必要に応じて経営陣幹部や取締役会に報告されます。